

令和5年12月20日

公 告

陸上自衛隊

神町駐屯地業務隊長

安 藤 和 幸

(公 印 省 略)

陸上自衛隊神町駐屯地における第6師団創隊62周年・神町駐屯地創立68周年記念行事において、来場者に対するサービスの提供を目的とした野外交店の設置及び経営の業者を募集するので、応募資格等関係事項を承知の上申し込まれたい。

1 公募に付する事項

(1) 業務件名

第6師団創隊62周年・神町駐屯地創立68周年記念行事における野外交店の設置及び経営

(2) 業務内容

ア 食品（生鮮食品を除く。）

イ 飲料（アルコール飲料含む。）

ウ 山形県、宮城県、福島県の特産品

エ その他（公共のイベントに相応しい品目）

(3) 業務実施日（国有財産使用許可日）

令和6年4月21日（日）

(4) 設置施設の所在地及び名称

山形県東根市神町南三丁目1-1

陸上自衛隊神町駐屯地

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 各契約機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公募を行う事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者であること。（野外交店のテント等の風対策（強風に対応できる固定）及び、消火器（10型）の設置による防火対策を含む。）
- (4) 山形県、宮城県、福島県内に居住又は店舗がある業者であること。
- (5) 貴社（貴殿）が加害者（起因）となりうる損害等を補償する「賠償責任保険」等の加入者であること。（又は業務実施日に加入者であること。）
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等の法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7項から第10号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 募集要領の配付

陸上自衛隊東北方面会計隊ホームページから取り寄せること。若しくは令和5年12月20日(水)～令和6年1月16日(火)(※土日祝日及び令和5年12月27日～令和6年1月3日を除く。)の午前9時～午後4時の間に陸上自衛隊神町駐屯地業務隊厚生科において受領すること。

4 選考方法

提出書類に基づき書類選考による総合的審査の上、野外交店の設置及び経営の業者を決定する。

5 業者決定の公表

令和6年1月下旬、陸上自衛隊東北方面会計隊ホームページに掲載及び陸上自衛隊神町駐屯地厚生センター掲示板に掲載する。

また、応募業者には別途通知する。

6 その他

- (1) 細部は、「募集要領」による。
- (2) 状況により本行事の中止及び規模の縮小に伴う野外交店の設置及び経営が中止になる場合がある。
- (3) 出店件数には限りがあり、申請されても必ず野外交店の設置及び経営できるものではないことを了承のうえ応募されたい。

7 問合せ先

(1) 住 所

〒999-3797

山形県東根市神町南三丁目1-1 陸上自衛隊神町駐屯地業務隊厚生科

(2) 担 当

共済班長 (☎0237-48-1151 内線5331)